

善通寺市監査委員公表第2号

平成30年2月26日付け善監委第6号で提出した平成29年度財政援助団体監査（後期）〔地区連合自治会〕の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成30年4月2日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 内田 等

平成29年度財政援助団体監査（後期分）

監査指摘事項の取組について

個別指摘事項

【地区連合自治会指摘事項】

収支決算書の記載について

一部の地区連合自治会の収支決算報告書において、地区連合自治会で申請していない補助金を、収入及び支出として計上しているものがあった。

今後、それぞれの補助金の意図を鑑み、複数補助金の収入支出は、別会計等で処理して、個々の補助金収支の透明性を高めていただきたい。

【検討結果】

地区連合自治会で申請していない補助金を記載しているものについて、当該補助金は別会計として処理する。

【秘書課指摘事項】

収支決算書の記載手引について

このことは、以前にも指摘したために、マニュアルを作成していると聞き及んでいる。

しかし、一部の地区連合自治会において、十分に斟酌されていない傾向が見られる。

今後、書き方について、更に丁寧に地区連合自治会へご教示され、理解を得る努力をされたい。

【検討結果】

収支決算書の記載方法について、市連合自治会長会で改めて説明した。

今後、地区連合自治会の事務局に対し収支決算書の具体的な記載例を示すなどして、適切な会計処理への理解を求める。